

ID: 1111

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第13条第1項		
例 規 番 号	令和 6 年条例第12号		
【根拠条文】（あれば） （利用の承認の取消し等） 第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の利用の承認を取り消し、その効力を停止し、又は利用を制限することができる。 (1) 第8条各号のいずれかに該当するとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 利用申請の目的又は利用の条件に違反したとき。 (4) 災害、事故その他の事由により、利用することができなくなったとき。 (5) 虚偽の利用申請があったとき。 (6) 前各号のほか、利用が適切でないとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 （市が設置する公の施設における措置） 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認（以下「承認」という。）について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日